

6-1. 二輪自動車等に備える緊急制動表示灯(UN-R78 及び 53 関係)

- 適用範囲

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

- 改正概要

- 「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」及び「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」の改訂が国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて採択されたことを受け、既に四輪自動車において備付けが認められている緊急制動表示灯※について、これらの協定規則に規定された要件に適合するものを備えることができることとします。

※ 全ての制動灯又は方向指示器等を高速で点滅させることにより、自動車が急激に減速している旨を後方の交通に対して示す灯火装置。

- 改正時期(予定)

平成 29 年2月